

(仮称) 大磯町議会の個人情報の保護に関する条例骨子【案】について

1 個人情報保護条例の現状

個人情報保護制度とは、個人情報を適正に取り扱うためのルールを定めるとともに、行政機関が管理する個人情報の開示や訂正などを請求する権利を保障することにより、住民の権利利益を保護することを目的とした制度です。

本町においては、制度の目的にそって、大磯町個人情報保護条例を平成 12 年 3 月に制定し、その後は関係法律の改正に伴う条例改正を経て、現在に至っています。

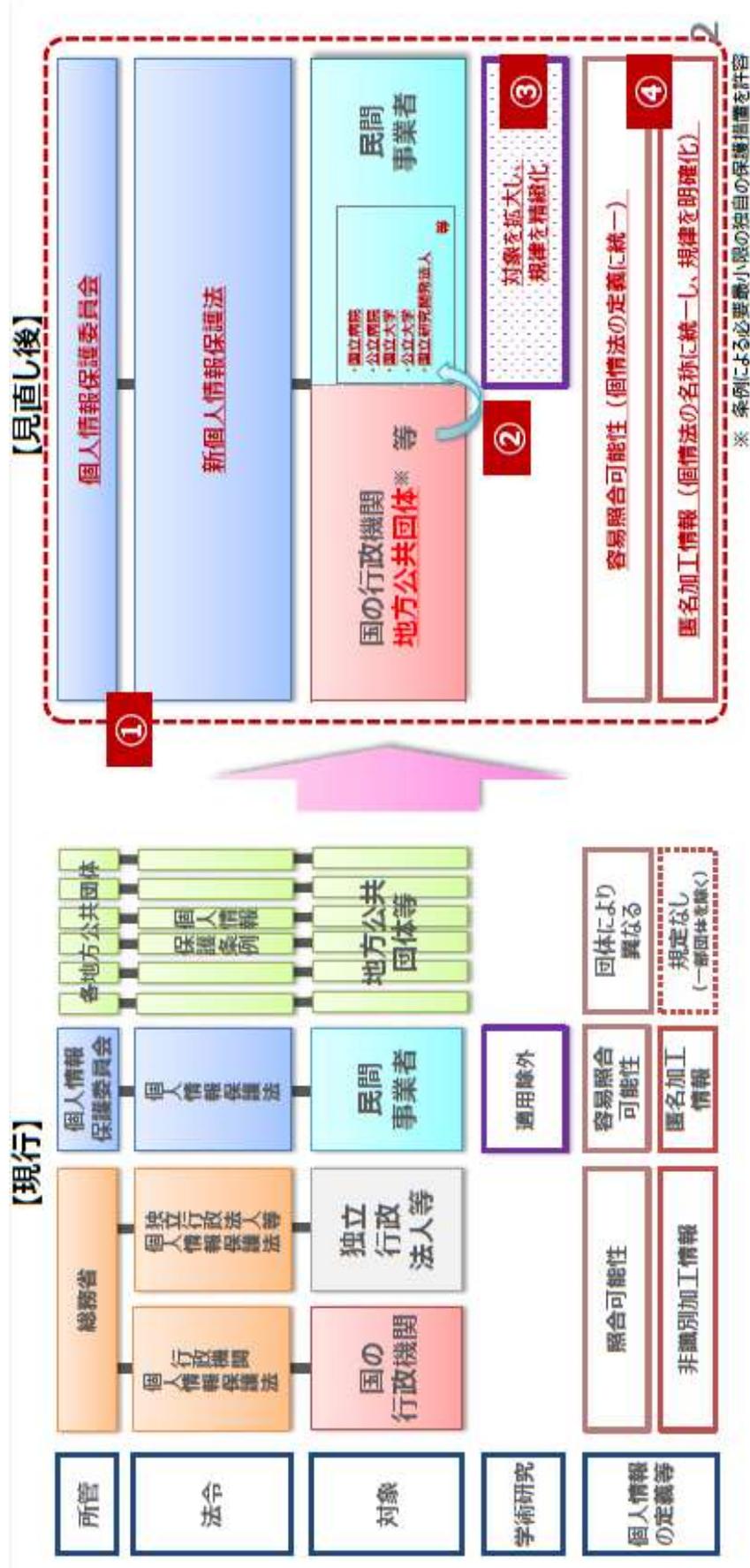
2 個人情報保護制度の見直し

個人情報の保護に関しては、民間を対象とした「個人情報の保護に関する法律」(個人情報保護法)のほか、国の機関を対象とした「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」(行政機関個人情報保護法)や研究機関・国立大学・国立病院等の「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」(独立行政法人等個人情報保護法)、また自治体もつ「個人情報保護条例」など、2,000 個以上の法律と条例によって構成されており、それぞれの法律や条例は個人情報の規定の内容や解釈なども違いがあり、様々な問題があることが指摘されていました。

そこで国は、令和 3 年に公布された「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」において、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の 3 本の法律を 1 本の法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化します。

(次頁図参照)

個人情報保護制度見直しの全体像



3 改正個人情報保護法と議会の適用関係

議会での運用に当たっては、大磯町個人情報保護条例第2条第2号に規定する実施機関に明記されており、町と同じ個人情報保護の取扱いにて適用がされています。しかし、改正後の個人情報保護法（以下「改正法」という。）においては、議会は共通ルールの適用対象から除かれることとなります。

改正法第2条第11項第2号（抜粋）

11 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

(1) 省略

(2) 地方公共団体の機関（議会を除く。次章、第3章及び第69条第2項第3号を除き、以下同じ。）

(3)・(4) 省略

⇒ 地方公共団体の議会については、「国会や裁判所と同様、議会においては、自律的な対応のもと個人情報の適切な取扱いが図られることが望ましいことから、法が定める規律の適用対象とされないもの」としている。

（ 個人情報の保護に関する法律についてのガイドラインより ）

4 議会の対応

改正法の規定にある「行政機関」から議会は除かれることから、個人情報保護制度を設けなかった場合、議会での個人情報が保護されないこととなります。また個人情報の取扱いにおいても町と差が生じることとなります。

このことから、新たに議会が制定する条例では、改正法や町が制定する条例と同様の内容で制定することとします。

町は、改正法の施行により法の適用を直接受けることから、現行の大磯町個人情報保護条例を廃止し、新たに「(仮称)大磯町個人情報保護法施行条例」を制定することとしています。

5 (仮称) 大磯町議会の個人情報の保護に関する条例の骨子【案】

第1章 総則(第1条～第3条)

大磯町議会(以下「議会という」)における個人情報の保護に関して、条例の目的や条例で使用する用語の定義を定めるとともに、議会の責務について定めます。

第2章 個人情報の取扱い(第4条～第16条)

議会の個人情報の取扱いに関して、個人情報の保有の制限、利用目的の明示、不適正な利用の禁止、適正な取得、正確性の確保、安全管理措置、従事者の義務、漏えい等の通知、利用及び提供の制限、保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求、個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求、仮名加工情報の取扱いに係る義務や匿名加工情報の取扱いに係る義務について定めます。

第3章 個人情報ファイル及び個人情報取扱事務登録簿(第17条～第18条)

議会が作成する個人情報ファイル簿の作成及び公表について定めます。

また現条例で規定している個人情報取扱事務登録簿について、町では引き続き規定することから、議会においても同様に定めます。

第4章 開示、訂正及び利用停止等(第19条～第47条)

個人情報の開示に関して必要な事項を定めます。町では開示請求に係る手数料に関する規定を定めることから、議会においても同様に定めます。その他に訂正や利用停止に関する事項を定めます。

また、地方自治法上、議会には附属機関である審査会は設置できないと解されていることから、議長が行った行政処分への審査請求に関する諮問は、町条例に設置される審査会に委任することを定めます。

第5章 雑則(第48条～第53条)

条例で適用除外の規定を設けるほか、開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等、個人情報等の取扱いに関する苦情処理に関する事項を定めます。

また、審査会の設置と同様に、議会では附属機関である審議会を設置できないことから、議長が意見を聴くことが特に必要であると認める場合には、町条例に設置される審議会に委任することを定めます。その他に施行状況の公表や委任に関する規定を定めます。

第6章 罰則(第54条～第58条)

現行条例に罰則規定はありませんが、町は改正法の適用を受けて運用することから、議会においても罰則に関する事項について定めます。

施行期日

改正法及び町条例の施行日にあわせ、令和5年4月1日とします。

6 条例による規定を検討すべき事項

	町の対応	議会の対応
1	<p>開示請求にかかる手数料</p> <p>現行条例と同様に手数料は無料とし、開示文書交付時に実費としてコピー代や郵送料を徴収します。</p>	<p>町条例と同様の規定を設けます。</p>
2	<p>要配慮個人情報の設定</p> <p>現行条例に規定される取扱いの制限をかけた個人情報は法の規定する項目に内包されるため、条例要配慮個人情報の規定はしないこととします。</p>	<p>地域の特性からみて特段の配慮が必要とされる個人情報について、町条例と同様に規定はしないこととします。</p>
3	<p>個人情報開示請求における不開示情報の情報公開条例との整合性確保</p> <p>改正法の不開示情報であるが、情報公開条例の不開示情報でないもの、またその逆の場合について、それぞれ検証を行った結果、解釈により差異は生じないものとして扱うことが可能であることから、整合を図るための措置は、必要ありません。</p>	<p>議会は町と同じ情報公開条例の適用を受けることから、解釈により差異は生じないものとして扱うことが可能です。このことから整合を図るための措置の規定はしないこととします。</p>
4	<p>個人情報取扱事務登録簿の整備</p> <p>個人情報ファイル簿は1,000人以上の個人情報が記録された個人情報ファイルのみ対象であり、現行の個人情報登録簿を廃止とした場合、法改正により個人情報保護のレベルが下がることが懸念されることから、現行の個人情報取扱事務登録簿を存続させることを新条例に規定します。</p>	<p>町条例と同様の規定を設けます。</p>

	町の対応	議会の対応
5	<p>個人情報開示請求決定期限の短縮</p> <p>改正法のとおりとした場合、開示請求者の利益が後退する懸念があるため、決定期限は現行条例と同様に 15 日以内とします。一方、延長期限は第三者への意見聴取や法解釈に係る個人情報保護委員会への問合せなどにより不測の期間が生じることを勘案し、改正法の規定に合わせ 30 日以内とします。</p>	<p>町条例と同様の規定を設けます。</p>
6	<p>個人情報保護審査会の設置</p> <p>個人情報の開示決定等に係る審査請求について調査審議するための機関として、引き続き審査会を設置することとします。</p>	<p>地方自治法上、議会には附属機関である審査会は設置できないと解されていることから、議長が行った行政処分への審査請求に関する諮問では、町条例に設置される審査会に委任することを定めます。</p>
7	<p>個人情報保護制度運営審議会の設置</p> <p>個人情報を取扱う上で、安全管理措置や具体的な手法等について意見を聴く場合を考慮し、引き続き審議会を設けることとします。</p>	<p>地方自治法上、議会には附属機関である審議会は設置できないと解されていることから、議長が個人情報の適正な取扱いを確保するため意見を聴くことが特に必要であると認める場合には、町条例に設置される審議会に委任することを定めます。</p>
8	<p>罰則規定</p> <p>※ 改正法の適用を受けることから、規定は設けません。</p>	<p>職員若しくは職員であった者が正当な理由なく個人情報ファイルを提供したときや、秘密を漏らし、また盗用したとき等の罰則規定を設けます。</p>

